

議員提出議案第24号

男女共同参画社会の実現に向けた選択的夫婦別姓制度の議論の推進に関する意見書案

本案を別紙のとおり提出する。

令和元年10月25日

大阪市会議長 広田和美様

提出者

北野 妙子	多賀谷 俊史	川嶋 広稔	山本 長助
前田 和彦	福田 武洋	新田 孝	木下 吉信
足高 将司	荒木 幹男	加藤 仁子	西川 ひろじ
森山 よしひさ	太田 晶也	田中 ひろき	花岡 美也
石川 博紀			

(別紙)

令和元年10月 日

衆議院議長	参議院議長	各あて
内閣総理大臣	総務大臣	
法務大臣	内閣府特命担当大臣 (男女共同参画)	

大阪市会議長 広田和美

男女共同参画社会の実現に向けた選択的夫婦別姓制度の議論の推進に関する意見書

我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、政府は、男女共同参画の視点に立ち、仕事・出産・子育てなどにおいて、男女の多様な選択を可能とし、男女がともに仕事と家庭に関する責任を担える社会の実現に向けて、制度を構築していくことが重要である。

現行の民法のもとでは、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が、氏を改める旨が規定されている。一方、現代社会においては、婚姻後も旧姓を使用しながら継続して働く男女が増加する中で、選択的夫婦別姓の導入に賛成する者の割合が増加傾向にある。

婚姻および家族制度のあり方について、このような社会や国民意識の変化を十分に考慮すべきであり、女性活躍社会が拡大する中であって、男女共同参画の視点に立った社会制度の見直しを積極的に推進することが求められている。

こうした中、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が本年11月5日に施行され、旧姓による公の証明が可能となり、就職や職場など様々な活動の場面で旧姓を使用できるよう、住民票、マイナンバーカード等へ旧姓の併記が可能とされることである。

よって国におかれては、男女共同参画社会の実現に向けた各種制度の整備をより一層推進するとともに、選択的夫婦別姓制度の導入に関しては、我が国の婚姻制度や家族の在り方に関わる重要な事項であることから、司法の判断、国民の多様な意見、国民意識の動向などを踏まえ、深度ある議論が行われることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。